

自転車安全整備制度関係規程集の訂正について

平成24年度から平成30年度までの間に、当協会が作成し、自転車安全整備技能検定受験者に頒布した「自転車安全整備制度関係規程集」に掲載されている「公益財団法人日本交通管理技術協会自転車安全整備店登録規程」の別表第2「普通自転車の点検整備基準」の「7 安全付属部品の性能等」の「(1) 反射器材の色及び性能」の記載において、「反射器材の反射光の色は赤色であること。」となっていますが、正しくは「橙色又は赤色」です。

なお、令和元年度からの同規程集は訂正済みです。